

ごみ焼却施設排ガスの放射性物質濃度測定結果

測定頻度:平成24年1月から毎月測定

測定業者:むさしの計測

試料採取日	物質					
	ろ紙部			ドレイン部		
(排ガス)	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
平成24年4月27日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年5月28日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年6月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年7月5日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年8月8日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年9月14日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年10月18日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年11月12日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年12月21日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成25年1月18日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成25年2月13日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成25年3月12日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※単位は(ベクレル/リユウベイ)

※①放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日施行)

第33条(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)第1項第1号に基づき、当該排ガスの排出口において、それぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

②下記の濃度限界は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度を含む空気を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(年間1ミリシーベルト)以下として設定されたものです。

放射性物質の種類	大気中の濃度限界	大気中の監視基準
放射性セシウム134	20	$\frac{\text{放射性セシウム134の測定結果}}{20} + \frac{\text{放射性セシウム137の測定結果}}{30} \leq 1$
放射性セシウム137	30	